

【令和元年6月19日動物取扱業に係る改正点（抜粋）】

* 以下については、令和2年6月に各登録業者様に通知させていた内容と同様の内容です。

1. 令和2年6月1日から施行されたもの

① 登録の拒否（法第12条第1項）→ 登録拒否事由の強化

（登録拒否期間の延長、関連違反法令の追加）

- ・登録の取消処分があった日から5年を経過しない者（第3号）
- ・登録の取消された法人の役員であった者で、取消し後から5年を経過しないもの（第4号）
- ・各関係法令（対象行為を拡大^{※1}）で罰金以上の刑に処せられ、その執行後5年を経過しない者（第6号）
- ・法人であって、その役員又は環境省令で定める使用人^{※2}のうち第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者があるもの（第8号）

（新規拒否事由）

- ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（第5号の2）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第7号）
- ・第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者（第7号の2）
- ・個人であって、その環境省令で定める使用人^{※2}のうちに第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者があるもの（第9号）

※1 外国為替及び外国貿易法による罰金刑以上の刑等

※2 第一種動物取扱業申請者の使用人であって事業所の業務を統括する者

② 販売に際しての情報提供の方法等（法第21条の4）→ 対面販売義務の強化

改正前：場所についての規定なし（事業所外の対面販売も可）

現 行：動物の状態を直接見せる場所及び対面による説明の場所を事業所に限定

※第一種動物取扱業者に販売する場合を除く

③ 動物に関する帳簿の備付け等（法第21条の5）→ 帳簿の備付け及び届出義務（定期報告）の対象拡大

改正前：犬猫等販売業（犬と猫を販売する業）のみ

現 行：犬猫以外の動物の販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業及び第二種動物取扱業（犬猫等の譲渡し）が対象

* ただし、第二種動物取扱業は数の定期報告は不要

④ 動物取扱責任者（法第 22 条）→ 動物取扱責任者の資格要件の強化

イ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに半年間以上の実務経験があること。

ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について 1 年間以上教育する学校その他教育機関を卒業していること。

ハ 公平性及び専門性をもった団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

改正前：イ、ロ、ハのいずれかの要件を満たすこと

現 行：イ・ロまたはイ・ハの要件を満たすこと

- ・要件イに「取扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる 1 年間以上の飼養に従事した経験」を半年間以上の実務経験に併記
- ・資格要件を満たす者として獣医師免許又は愛玩動物看護師免許の取得者を明記

なお、既存の第一種動物取扱業における動物取扱責任者において、イのみで資格要件を満たしている場合は、施行から 3 年を経過する日まで（令和 5 年 5 月末まで）にロ又はハの要件を満たす必要があります（改正動物愛護管理法 附則第 2 条）。

また、ロ又はハで資格要件を満たしている場合は、施行日以前も含めて第一種動物取扱業登録期間が通算半年以上であれば（半年未満でも施行から 3 年以内に半年以上になった時点で）イを満たすものとみなすが、それを証明する書類の提出を求める場合があります。

⑤ 勧告及び命令（法第 23 条第 3 項 新設）

勧告を受けた者が期限内（最長 3 か月以内）に従わなかったときはその旨を公表

⑥ 第一種動物取扱業者であった者に対する勧告等（法第 24 条の 2 新設）

廃業又は登録を取消した日から 2 年間は立入検査、勧告・命令が可能

2. 公布から 2 年以内に施行されるもの（令和 3 年 6 月 1 日施行済）

① 基準遵守義務（法第 21 条）→

┌	・環境省令で定める遵守基準の事項（下記 7 項目）明文化
	・犬猫等販売業者に係る遵守基準を具体的に明示

- ・施設の管理、施設の構造及び規模並びに当該設備の管理
- ・飼養又は保管に従事する従業者の員数
- ・飼養又は保管をする環境の管理
- ・疾病等に係る措置
- ・展示又は輸送の方法
- ・繁殖回数、繁殖動物の選定、その他の動物の繁殖方法
- ・愛護及び適正な飼養

※第二種動物取扱業の遵守基準もこれに合わせて改正予定

② 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限（法第 22 条の 5）→

┌	・附則（経過措置）の削除
	・天然記念物指定犬の特例措置

現 行：法附則第 7 条の適用により、別に法律に定めるまで出生後 49 日を経過しないものの販売等を禁止

改正後：法附則第 7 条の削除により、出生後 56 日*を経過しないものの販売等を禁止

※ただし天然記念物指定犬の特例措置により天然記念物として指定された犬（秋田

犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬）を犬猫等販売業者以外の者に販売する

場合については本法「56 日」を「49 日」と読み替える。

3. 公布から 3 年以内に施行されるもの（令和 4 年施行予定）

① 犬および猫の登録

マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ関連の事項全般（法第 39 条の 2～26）

- ・マイクロチップの装着（法第 39 条の 2）→ 犬猫等販売業者への義務化

犬又は猫を取得した日から 30 日を経過する日までに装着
生後 90 日以内の場合は生後 90 日を経過した日から 30 日を経過する日までに装着
上記の日までに譲渡しをする場合にあってはその譲渡しの日までに装着

※犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者においては、装着は努力義務

- ・取外しの禁止（法第 39 条の 4）

- ・登録等（法第 39 条の 5）→ 法の規定により装着した犬及び猫について、環境大臣の登録を受けること。

装着した日から 30 日以内に登録
装着済で未登録の犬又は猫を取得した場合は取得した日から 30 日以内に登録
登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、登録証明書を添付してもらう

- ・変更登録（法第 39 条の 6）

登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者→ 30 日以内に変更登録

※登録、登録証明書の再発行及び変更登録の手数料は政令で定める。

- ・狂犬病予防法の特例（法第 39 条の 7）→ ワンストップサービス化

- ・マイクロチップ装着に伴う情報登録時には市町村長に通知

- ・市町村長等がこの通知を受けた場合にあっては装着されたマイクロチップは狂犬病予防法上の鑑札とみなす。

4. その他の関連事項（罰則の強化）

- ・愛護動物※をみだりに殺したり傷つけたりした者（法第 44 条第 1 項）

懲役刑が 2 年以下から 5 年以下に延長 罰金刑が 200 万円以下から 500 万円以下に強化

- ・愛護動物を虐待した者、遺棄した者（法第 44 条第 2 項）

「100 万円以下の罰金」から「100 万円以下の罰金又は 1 年以下の懲役」に変更

※愛護動物とは

- ① 飼い主の有無にかかわらない全ての牛・馬・豚・めん羊・山羊・犬・猫・いえうさぎ・鶏・いえばと・あひる
- ② ①以外で人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」